

令和7年度第7回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月27日(月) 午後2時から午後3時45分まで

2 開催場所 利府町役場2階 第1会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員4名) 計13名

会	長	1番	渡	邊	賢
委	員	2番	鈴	木	ハマ子
委	員	3番	桂	嶋	賢一
委	員	4番	小	幡	康子
委	員	5番	櫻	井	孝一
委	員	6番	伊	藤	英樹
委	員	7番	菊	地	豊志
委	員	8番	郷	家	百合子
委	員	9番	小	林	寅雄
推	進	委	員	10番	庄司安伸
推	進	委	員	11番	板橋秀之
推	進	委	員	12番	伊藤信一
推	進	委	員	14番	赤間良一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤真文

事務局 鈴木俊也、橋本遼翔

※13番 高橋信博 委員は所用のため欠席。

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

6番 伊藤英樹 委員

9番 小林寅雄 委員

日程第2 報告第12号 農地所有適格法人の設立について

日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第4 報告第10号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第7回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第7回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊 ^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、これから議事に入ります。
ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員4名の計13名です。
欠席委員は、13番 高橋 信博委員です。
所用により欠席との連絡をいただいております。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

6番 伊藤 英樹 委員、9番 小林 寅雄 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「報告第12号 農地所有適格法人の設立について」を議題とします。

通常ですと、議案から審議となりますが、本報告案件は次の議案に関連する内容となりますので、順番が前後しますが、報告案件から進めてまいります。

事務局から2ページからの内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、皆様お疲れ様でございます。

本総会ですが、毎月25日前後開催としてございますが、今回については、会議室の調整が付かなかったこともあり、本日27日、月末も近い週初め月曜日の開催となりました。週初めのお忙しい中、御参集いただき誠にありがとうございます。

資料の2ページをご覧ください。

順番が前後しますが、この後の審議案件に関連しますので、まず報告事項からまいります。

報告第12号 農地所有適格法人の設立についてということで、法人設立のご報告でございます。

本年5月に現状変更届出があり、委員の皆様と農地パトロール時に立ち寄った場所でありまして、委員の皆様覚えていらっしゃるかと思いますが、田んぼに盛土を行い、ブドウ栽培を始めている赤沼の農地でございます。

所有者は春日地区の■■■■さんでございますが、この度、現地にて■■■さんから土地を借りてブドウ栽培を行うため、現在の耕作者が農地所有適格法人を設立いたしました。

会長あてに「農地所有適格法人の設立届出書」が提出されたことによるご報告となります。

設立届出書の写しを資料の2ページに掲載しております。

次の3ページをご覧ください。

法人の概要を簡単にご説明いたします。

まず、商号ですが「株式会社ファクトリーグループ」という法人名になります。設立年月日は「令和7年6月2日」です。

本店を「利府町赤沼字谷地27番1」に置きます。

資本金については「■■■■万円」になります。

役員につきましては、「株式会社ファクトリーグループ代表取締役の増川 大介氏」、土地所有者の春日地区「■■■■氏」の2名となります。

官報への掲載により法人設立の公告がすでになされております。

これからの農業経営計画でございますが、営農類型を「果樹」としまして、主要

品目を「ぶどう・ブルーベリー・いちじく」と単価の高い品目を選定しております。

土地所有者の「 氏」が梨や桃、とうもろこし等の栽培を行っておりますので、販売は併せて行っていくようになると思います。

栽培面積は、ぶどう20a、ブルーベリー10a、いちじく5a併せて35aの経営面積となりまして、メインはぶどう栽培となります。

法人設立初年度となりますので、今年の生産量というものは見込めませんが、法人設立から3年目となる令和9年には3品目併せて12,600kgの生産量、農業所得、農業外所得を含め 万円[〃]の所得確保を目指していく計画となっております。

労働力ですが、本年、来年と2年間は、基本的には増川さんお一人での作業となり、再来年からは3人の臨時雇用を見込み、4人体制での作業を行っていくこととなるようです。

臨時雇用を見込むにあたっては、当然、事業主として使用者への給料などの人件費や社会保険料、労働保険料などの法定福利費の負担が伴いますので、そのためにも、計画的な事業拡大、所得確保というところが大事になってまいります。

事務所ですが、現状は、 さんの直売所の一角を借りる形としております。

いずれ収穫したものを販売するスペースも必要になりますが、まず来年、400平方メートルの規模で会社用の倉庫として20フィートコンテナを設置する予定です（サイズ：外寸で長さ約6m、幅・高さ2.5m）

法人としての事務所や直売スペース等の建設については、市街化調整区域であることもあり、農業用の施設として現地への建設が可能かどうか今後調整していくこととなっております。

また、薬剤散布作業用のラジコン式動力噴霧機についても来年購入予定としております。

本法人は、株式会社アールエフファーム（アグリサントハウス）、株式会社タイハクに続き、町内3つめの法人となります。

以上、農地所有適格法人の設立報告になります。

議 長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、日程第3 「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について」を議題とします。

事務局から5ページ申請番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の5ページをご覧ください。

ただいまご説明差し上げました、法人に関連する案件になります。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の6ページ、現況写真について別綴りの1・2ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

前段で説明しました農業法人が事業を行うための農地の賃貸借に係る3条許可申請となります。

申請人ですが、貸し人が春日地区の■■■■さん、借り人が、株式会社ファクトリーグループ 代表取締役 増川 大介氏になります。

お住まいは■■■■ですが会社の所在としては赤沼地区になります。

申請地は、赤沼字谷地25番1、27番1、27番4、46番2の4筆になります。

地目が登記簿、現況が田及び畑で、面積が4筆合計で6,090㎡、市街化調整区域内の農地になります。

申請事由ですが、前段でご説明させていただいたとおり、農地所有適格法人設立に伴う農業経営規模拡大のため、当該農地を10年間の賃貸借により借りるための申請になります。

申請地はすでに所有者である■■■■さんが盛土を行い、ぶどうの苗木の定植も完了しております。

審査基準についてでございますが、一つ目、農地の全部効率利用要件です、農地権利取得者が、権利取得後、農地の全てを効率的に利用して事業を行うと認められること。という内容になりますが、今後法人として事業を行っていくための法人設立でありますし、すでに農地については事業を行っていくための準備が完

了している状態ですので、農地を効率的に利用していただけるものと考えられ、条件を満たすと考えます。

二つ目、農業生産法人要件です、農地等について所有権を移転、又は賃貸借等による権利設定等を行う者が法人である場合は、農地所有適格法人であることという条件が付きますが、今回の申請者である「株式会社ファクトリーグループ」は先ほどご説明させていただきましたとおり、この度、農地所有適格法人として認定されましたことから要件を満たします。

三つ目、農作業常時従事要件です、農地の権利を取得しようとする者が農作業に常時従事すること。という内容になりますが、これは個人の申請時同様、原則年間150日以上農作業従事日数となります。

今回の申請者は、農地所有適格法人であり、主たる事業が農業になることから、年間150日間は当然従事することになると考えられるため、要件を満たすと考えます。

四つ目、地域との調和要件です、今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこととなります。

例えば水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなど、農地の集団化、農作業の効率化に支障を生じさせる恐れがある場合は許可できないこととなっております。

地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどにつきまして申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

議長 次に、現地確認等の結果について、番号1は、現地在赤沼地区になりますので、3番 桂嶋 賢一 委員から補足説明願います。

桂嶋 賢一委員

先ほど事務局の方から説明がありましたようにですね、本年の5月に申請が上がってきました件でありまして、すでに作付けがされて、管理も行き届いております。

写真の方見ていただきますと、大分きれいになっているなという感じなんですけど、まあ始まって間もないということもあります。

管理されている増川さんですか、毎日のように通ってこられてまして、熱心に

やられておるようです。

現地も不当なものを置いているとか、そういうこともないですし、周りに対する影響も当然ありませんので問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 次に、「議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する許可決定について」を議題とします。

それでは、事務局から7ページ申請番号2の内容の説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定についてでございます。

資料7ページ、申請番号2の内容についてご説明いたします。

本案件ですが、転用事由は資材置場及び駐車場となります。

権利の設定については、売買による所有権移転となります。

申請者ですが、譲渡人が[]の[]さん、譲受人が[]に事務所があります[]でございます。

位置図と農地転用に伴う現地の配置図について8ページから11ページ、現況写真については、別綴りの3・4ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

申請地ですが、森郷字堀川28番1になります。

地目については、登記簿、現況とも畑となります。

面積が1,226㎡で市街化調整区域内の農地であり、県知事許可案件となります。

今回の申請の経緯について御説明させていただきます。

8ページの位置図をご覧ください。

今回の申請地が、資料8ページの位置図で赤く色を付けた堀川28番1になります。

今回申請地の南側、堀川17番の土地について、今回の申請人が令和5年に農地法第5条申請を行い、県許可を受け、その後、土地を購入、資材置場、駐車場として利用するにあたっての整備工事も完了し、事業を営んでおります。

しかし、堀川17番の土地を購入する前から現在まで、その他に菅谷地内の456㎡の土地を借り入れ、資材置場等として利用している状況であります。

平成31年に法人化してから、事業も拡大の一途をたどる状況にありまして、それに伴い、従業員数も増加、資機材である仮設材、型枠材、重機、工事車両も増加しているとのことであります。

菅谷に借り入れしている土地は面積も十分な広さではなく、今回、菅谷の借り入れ用地については返却し、前回購入した森郷字堀川17番、今回申請する堀川28番1の土地を連続して使用することで経済的、効率的に利用していきたいとのことであります。

また、これまで工事現場で発生する残土や本来再利用する建設発生土は、一現場最大で300立米、4tダンプ120台分が出ているようであります。

この量の残土及び建設発生土の保管場所がないことから、4tダンプ1台あたり約■■■■円を支払って土を運搬・処分している状況にあり、さらに、土は保管場所がないことから処分するほかないのですが、現場に埋め戻す土が再び必要になることから、4tダンプ1台■■■■円～■■■■円程度で改めて埋め戻し用として購入しているという大変もどかしい状況にあったようであります。

こちら金額にしますと、残土・建設発生土の運搬・処分に、4 t ダンプ 1 台約 〇〇〇〇〇 円×延べ台数 1 2 0 台で 〇〇〇 万、改めての埋め戻し用の土の購入で、4 t ダンプではほぼ同じ量の土をまた購入となり、さらに 〇〇〇 万、一つの現場に係る土の件だけでざくっと 〇〇〇 万以上の金額がこれまでかかっていたということになります。

環境問題の観点からも、申請者としましては、残土等は処分せずに再利用したい、そのためには一時保管場所の確保が必須であり、今回の申請により、所有地となった隣接地を購入し、残土・建設発生土の一時保管場所としても活用することで、建設発生土の処分費用及び新たな埋め戻し用の土の購入費用、先ほど説明しましたとおり 〇〇〇 万円以上の支出が削減され、事業の利益にもつながると考えられたようであります。

現地でございますが、登記簿上は畑でありまして、昨年までは所有者が野菜を作付けしていた場所ではありますが、今年は作付けされなかったようでありまして、今後は作付けするのが難しいということのようであります。

資料 1 1 ページに土地の利用のイメージを載せておりますのでご覧ください。
市街化調整区域内の農地転用案件で転用事由が資材置場、駐車場ということで、事前に県に協議する必要がありますので、県担当に内容を説明し確認していただいております。現段階では特段問題ないとの回答をいただいております。

当該地の被害防除計画でございますが、計画地におきましては、砂利敷きとし、土地の周囲は単管パイプを使用した防塵ネットを設置、隣接地への土や資材等の飛散防止対策をとります。

また、申請地の東側にある農地との土地境界にはコンクリート擁壁を設置、北側には住宅がございますので、堀川 2 8 番 1 については、隣接住宅地とは反対側になる南側部分を資材置場、車両用駐車場及び建設発生土置場とします。

土地の北側、住宅側は法面になっており、町の管理道路、町営の石田住宅・堀川住宅前の道路ですが、この道路から当該地へ入ったところも道路幅員が 4 m と狭く、急勾配でもあることから、車両が登っていくのが大変であるということもあって、資料 1 1 ページの位置図、黄色の矢印で示したとおり、申請地隣接地の 〇〇〇 さん宅側から斜めに車両を進入させる計画です。

図面の「ピンク線」で示した部分、「コンクリート被覆箇所」と記載したところを境に北側の住宅と西側の掘削箇所と記載した部分に向かってそれぞれ法面になっております。

そのため、法面はコンクリートで被覆し、土間についてもコンクリートを打つこととしています。

元々、■■■■さんから現所有者に対し、法面の草がひどいということで除草してもらうようお願いはされていたとのことでありますが、なかなか対応いただけなかったとのことであり、今回、法面を車両進入口にするためコンクリート被覆することで、この除草の問題も解決できればということで■■■■からお話をいただいております。

なお、位置図に記載はないのですが、車両進入口とする箇所から資材置場等として利用する側に部外者が立ち入れないようにするため、境にアルミ製のキャストゲートを設置する計画となっており、夜間帯など現地に人がいない間はゲートを閉じる対応とするようです。

また、「掘削箇所」と記載した西側部分ですが、掘削し、車両が進入しやすい程度に路盤を平らにします。

車両進入口を確保し、それ以外の境界部分に防塵ネットを回すようになります。

雨水等については、計画地に隣接する既存の水路へ放流します。

汚水については、基本的に発生の可能性はありませんが、必要に応じて仮設トイレの設置は行うとのことです。

なお、計画地につきましては、埋蔵文化財保護法に基づく「諏訪前遺跡」の区域に該当することから、教育委員会生涯学習課との協議、申請を行うよう指導しており、事前に宮城県の文化財課による現地の試掘作業が行われることとなります。

審査基準についてでございますが、事業者の資力及び信用、こちらにつきましては、今回の申請地の購入費、掘削作業等を行いますので造成費、土地周辺を囲う防塵ネット、コンクリート擁壁設置費等となりまして、事業費は■■■■万円を見込んでおります。

■■■■の残資金については、銀行残高証明書にて本事業を行うだけの事業費を十分所持していることを確認しております。

また、周辺の営農条件に悪影響をあたえないということでは、隣接地の農地ほか宅地に対する防除策についても、先ほどご説明しましたとおり、十分な対応をとることが見込まれますので問題はないものと判断し、基準を満たしていると考え、関係書類を受理しております。

議 長 次に、現地確認等の結果について、番号2は、現地在森郷地区になりますので、2番 鈴木 ハマ子 委員から補足説明願います。

鈴木ハマ子 委員

事務局から丁寧な説明をいただきました、ありがとうございます。

現地の方行ってまいりましたけれども、この写真だと見えないんですが、写っている申請地の下側に堀川住宅があります。

私が一番心配したのは、やっぱりこの申請地に入る入り口のところです、すごく狭いんですね、だから私も下のところに車を置いて歩いて行った状態でした。

そこのところは確認をしてもらって・・・、隣接している戸建ての家の方がすぐそばなので、ダンプが進入可能なのかどうかきちんと確認はしていただきたいなと思ったところです。

あと、現地は農地ですから、畑ではありますが現在は耕作されていない状況でした。以上です。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

ただいまの事務局の鈴木さんの説明を聞いて納得をしたところでございます。

ここは、昨年皆さんと現地確認で上がったところですが、上から見下ろしましたら、盛土工事をしているところが見えて、あれはなんだという話になった場所ですね。

最近現地に行きましたが、現地の状況がちょっとなあ・・・という感じだったんです。

今回申請が上がってきたところに関しましては、図面上は排水対策する、擁壁を建てるということで、図面上、計画上はOKとなるんですが、前回と同じ
[REDACTED]さんということで、隣接する前回申請地も見ました。

あの坂道をですね、大型ダンプにユンボを積んで上がってるわけですよ、上にユンボがありますからね。

それで、今現在、通路が、雨水で中が挟られて土嚢を積んでいる状態です。

前回申請の上の土地、今回申請の下の土地、別だということであればなんですが、今回同じ会社の申請ですので、土砂の流出とか、大型車にユンボを積んで上がるとすれば、今回の申請地は下側なのでまだいいかと思いますが、結局前回の上側の土地も引き続き使うわけですね？

よっぽど注意していただきたいと思いますので、これは業者に伝えてほしいですね。

それから、写真見ますと、今回申請するところの入り口にコンクリート廃材が置いてありますよね？

あれは■■■■さんが出したものですか？

そうだとすればこれも注意しないとダメですよ？

宮城県でも許可はするのですが、第一次で町で書類を受理して、県にあげてやるわけです。現地については県の職員さんも全部が全部見れるわけではないでしょうから、我々のところで改善点を見つけてあげて・・・、ここが一番のポイントだと思うんで、以上です。

申し送りということで、業者にも十分注意してもらおうということをお願いしたいと思います。

あともう1点ありました。

この入り口というのは何になってますか？

青なの？赤なの？

事務局 本当に入口のところ、手前部分のみ赤線です。
申請地の前あたりからは民地になります。

伊藤 信一 委員

そうか、そうすると上ってきた上の方は農地部分になるんですね。

上側の農地の転用許可は何年前に出されたかちょっと今わからないんですが、その時点で、土砂を運ぶダンプが上がっていくんだということがわかってたはずなんだから、その時にきちんと業者側に話してもらえばよかったんだが。

そして、下の入り口の一部分も赤線ということであれば公共物ですよ？

公共物、財産ですから破損させたら直させますよということをやらないとね。
以上です。

議 長 今の意見を受けて事務局からありますか？

事務局 はい、県許可案件なんですけど、まず県には説明して、県の方でどう判断するか、県から許可書をいただいたときにこちらから業者へ許可書をお渡ししますけれども、今後の対応も含めて、指導ということではないですけど、十分気を付けて工事するし、工事後の使用も気を付けるようにということをお伝えしたいと思います。

櫻井 孝一 委員

これ、普通に土地の造成なんかであれば分かるんだけど、この場所に行く道路、赤線なのかな、この勾配ってきついんじゃないの？登り坂のさ。

よくあの勾配で登っていくと、よく許可が出たなと思うんだけどさ。

議 長 農地転用と農道の利用の件とは別な話ですからね。

櫻井 孝一 委員

開発がらみの話なんだったら分かるんだけど、その後も続くわけだから。
雪道になったりしたらさ、多分登れないでしょ？

事務局 冬の期間は確かに厳しいと思います。

櫻井 孝一 委員

そうだよね～、あの勾配ではね～。
今度下りてきたときはブレーキが効くのかとかさ～。

議 長 町の管理道路に迷惑掛かないようにしてもらわないと。
上まで舗装してくれればいいんでしょうけど。

事務局 いずれ業者には許可書を手渡す際、今出されたようなところについてお話ししようと思ってましたんで、内容が分かり次第、どのようにするのかなど委員の皆様におつなぎします。

菊地 豊志 委員

いいですか。

やっぱり、心配するのは何かあったときに農業委員会で何で許可したんだとなることなんですよ。

それが一番心配なところなんで、それで、許可するときですけど周りに住宅もあることですし、住民に影響を与えないようにとか、急勾配の道になりますから、雨水対策、今結構集中豪雨とか降りますから、そういうときに上から下に土砂が流れ出すとかなることがないように、公道なんか塞いじゃったら問題になりますから、そういうところもしっかり対応してほしいということを付け加えてほしいなと思いますね。

議 長 それでは、事務局よろしくお願いしますね。

事務局 わかりました。

議 長 それでは、その他にございますか。

(質疑なし)

質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 次に、その他に移ります。

(1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

7ページ、番号2について、2番 鈴木 ハマ子 委員 に履行確認をお願いします。

議 長 次に、資料12ページから14ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

14番 赤間 良一 委員

13ページ 1186番 完了です。

同じく、1188番 完了です。

事務局 報告の途中ですみません。後ですね、備考欄に、例えば13ページの1164番から下に4つとかですが、「期限切れ業者確認中」と記載しているところですが、申請許可当時に予定していた工事等の計画期間が過ぎているにも関わらず、手続きを行っていない案件がけっこうありまして、これを業者に伝えて手続きいただくようにと話している案件になります。

工事が終わったのであれば終わったと、写真を添付して報告してください、事情があって工事が予定通り進んでおらず期間が延びているということであれば、工期延長の手続きを取ってくださいとか、そういったことを業者側に伝えている案件になりますのでいずれ業者から報告が上がってくるようになるかと思います。

とりあえず現段階では、業者から上がってきているものはございません。

何とか昔の案件が出てきてほしいところなのですが。

後は、この延期となっているものです、会長が担当になっている12ページの172番、これなんかはもう誰に連絡すればいいのかも分からなくなっておりまして、この間も会長とお話したのですが…。分からなくなってしまうてすし。

菊地委員さん担当になってますけど、次の459番ですか、ここもちょっと、 さんですけど、現地が今後どうされるのかというところで、委員の皆さんと一緒に見た場所ですけども。こういう昔の案件が残ってしまっておりますが、まあ大体は案件が出てきては消え、出てきては消えという流れにはなっております。

話の途中で入りまして、すみませんでした。

10番 庄司 安伸 委員

14ページ 1206番 初期確認です。

続いて、1207番 初期確認です。

議 長 他にございませんか。

なければ、(1) 履行確認について、を終了します。

次に(2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第8回総会の日程でございますが、令和7年11月26日(水曜日)午後2時から、利府町役場2階 第2会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、次回は令和7年11月26日(水曜日)の午後2時から役場2階の第2会議室で開催いたしますので御参集願います。

なお、次回の総会終了後は第2回目の農地パトロールを実施しますので、総会時から作業着での参加といたしますのでよろしくお願いします。

また、農地パトロール終了後ですが、忘年会を予定しておりますので併せてご参集願います。

他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

赤間 良一 委員

その他のところでいいですか。

事務局にお尋ねいたします。

ずっと前に利府町一覧図という町内全域の図面をいただいております。

せっかくいただいたんですが、見にくいんですよ、正直。

それで、春日なんですが、荒れ放題になってるのさ。

誰の畑なのかとかも分からない状態なんで四苦八苦してるんですけど。

前にタブレットの話したときに、その位置に着けば住所とかが分かるって言ってたかと思うんですが、このタブレットって今どうなったんですか？

まず、現地が分からないところがあるというのが一つ、二つ目は、この地図では扱いにくいんで、委員が14名いますが、各地区ごとに田んぼ、畑が載っているような図面を用意してもらえないかと。

利府街道、町道を目安に該当する農地を探すわけですが、要は探せないところっていうのは目標物がないのね！

土地に名前が書いてあるわけじゃないし、どこの道路かでも目印があればその道路をたどって行けるんでロスタイムが少なくて済むんです。

出前してる人とか郵便局の人だと、おおまかな地図持ってるんですよね。

そんな図面の方がまだましなのね。

そういう図面を私役場に持って行って、ここの土地なんだけど航空写真重ねて誰の土地ですか？って何回か聞きに行ったことあるんです。

そういう探し方しか現段階ではできないんでしょうかね？

事務局の鈴木さん頑張ってくれて、以前よりは親切な図面渡してもらえてるからいくらか改善はされたとは思いますが。

もう一步踏み出して、一目瞭然で、来年また農業委員代わるんだから、これを機会にまた考えてもらえればと思うんですがいかがでしょう？

あともう一つ、田んぼを作ってるんだか何だか分からない人がいるのさ。

山みたいになってはさ。春日で1軒いるのね。

お父さんが他界して息子の代になってからどうにもならないの。

昔役場にいた[]くん、あそこから上がっていくんだけど、あと途中から右に曲がって、橋があって渡ったところが田んぼなのさ。

廃業したって噂もあるんだけど・・・、役場で廃業ってさせられるの？

自分から農業はもうしないってこと？

[]さんの息子さんの[]くん、ラーメン屋に賃貸で農地を貸してるんだけど、その[]くんの土地と今言ってた方の土地を交換する約束だったようなのね。

なんですけど、その廃業したって噂がある方が、農業をやめたから農地の交換ができないっていうことを聞いたのね。

農業をやめたけど畑は作ってるって方もいるし。

台帳上は田んぼだけど、実際は山みたいになっている場所もあるしで。

要は、現地確認に行ったときにそういう場所だった場合、ここって本当に農地なんですか？ってことを知りたいんです。

そのために農業委員会があるんですよね？

農地を勝手な使い方されないように、されてる方にはきちんと指導をしてっていうのが我々の使命なのかなって思うんです。

そのための調査が大変なのさ、仕事はやぶさかではないけど、もう少し現実的なことを考えてはいただけないかというお願いです。

事務局 では、赤間委員から今3つ出されたと思うんですけど、全部の話をカバーするのが事務局にありますタブレットだと思います。

タブレットを使っていただくということですね。

事務局に3台あるんですが、これを使っていただくことで、今の赤間委員の質問は一通り解決するかと思います。

現状、事務局だけが利用しているようになってしまっていますが、これ、農業委員・推進委員の皆さんに現地確認等にお使いいただくよう整備したものであ

りまして、まあ委員一人に1台ご用意できればいいんだと思うんですけど、全委員分の台数はございませんが、現地確認に行かれる際にお使いいただければということで、以前からお話し差し上げておった内容です。

全委員分用意している自治体もあるんですが、タブレット導入当時の事務局がまず3台導入しようということで導入したんだと思うんですね。

やはり直接扱ってみていただかないと、勝手が分からないと思います。

触って操作してもらうことで、システムに慣れて、すんなり使っていただけるようになるのかなと思うんです。

赤間 良一 委員

私は個人のタブレットは使ってるんだけど、個人のタブレットからアクセスすることってできるの？

伊藤 信一 委員

E-MAFF で私も出しましたよ。ただ、画面が小さいから、小作情報とかね、ここは農地とかって地番とかは出てくるからいいけど。

赤間 良一 委員

名前は出てこないよね。

伊藤 信一 委員

個人情報だから出ないさ。事務局は出るさね。

事務局 事務局の方は当然見れます。名前も面積も全部出ます。

例えばですけど、案件の担当委員になった場合に、時間を合わせていただければ、まあ事務局の方で時間は合わせるようにしますが、タブレットを持って現地に一緒に行くっていうのも一つかと思いますね。

GPS機能も付いておりますんで、まず場所によって反応が悪いところもあるんですが、まあ場所が分かって、行き先も分かって、土地の地目、登記も現況も分かってって感じですかね。

赤間 良一 委員

これ、委員の皆さんの中で使われたことある方っておりますか？

事務局 いらっしゃらないと思います。

事務局では、遊休農地を含めた現況調査をやる際に使っております。

1回2回使っただけではなかなか勝手が分からないと思いますので、まずは使ってもらってということです。

ただですよ？タブレットを借りに来ていただいて、委員さんにはいどうぞってお渡しして、じゃあ行ってきてくださいとはいいたしませんので、事務局で現地に同行しますんで、ぜひ有効に活用していただければと思っております。

櫻井 孝一 委員

ところでこれってさ、その人に指導ってできるの？

事務局 指導？

櫻井 孝一 委員

田んぼを荒らしている方に対して指導ってできるの？

事務局 農業委員会として指導はしております。

従っていただけるかどうかは別ですけども。

それこそ櫻井委員からもずっとお願いされている方のところもそうです。

櫻井 孝一 委員

ただな～、強制力ないんではダメなんだな～。

実は私のとこの隣に荒らしてるところがあるのよ、それが■■■■の方なんだけどさ。その人がもう地元にはいないとかって話を聞くからね。

うちの部落の決まりだと、堀払いとかする際にブロックごとにブロック長が出てくれた人に缶コーヒーとか買ってきて出してくれたりとかしてるんだけど、来ない人いるでしょ？

来ない人、今って2千円くらい取ってるのかな～？

まあ地域ごとに決まってると思うんだけど、うちの方でそれをないことにするからって言われてさ～、お金も徴収しないし、だからそのまんまさ。

お金も取らないから、荒らし放題になってる状態。

そういうのを指導できるのかと思ってさ。

何回言ってもだめなんですわ。

うちの方のブロックで何とかしろって言ってもダメだから、実行組合長が自ら機械持ってきて草刈ったりしてたんだけど。

何か言われると、その分やってもらったんだからみんなのお金の中からだけど組合長にお支払いしましょうと。そんな風になっちゃうからさ。

10年くらい作ってないところだから、10年以上だな、20年くらいか。

3反部くらいなんだな、3反部荒らしっぱなしだよ？

隣の町の人だけど、ちゃんとやってもらわないと困る所も出てくるわけだからさ。

事務局　　そういう荒れてるところ全部に通知出してるかって言うところではないのが現状としてあります。

なので、そういう情報をいただき次第、現地確認をしまして通知は出すようにしております。

事務局としましては、総会案件の現場しかり、現場を周る際にはそういうところに目を向けて見るようにはしているんですが、皆さんの地元にそういった農地があって、今の櫻井委員のようにお気づきの農地がありましたら事務局の方に情報提供いただけますとありがたいです。

櫻井 孝一 委員

新中道にも作ってないところあるからね。

伊藤 信一 委員

新中道では宅地ださ、全部。

新藤倉ではなくて？

櫻井 孝一 委員

あっ、そうか、新藤倉だな。

新藤倉の農道沿いにも、放置してるんだか何だか分からないけど、場所的にもったいないなと思って、米高のときにね。

議 長　　次回の総会終了後に農地パトロールを予定しておりますので、その時に皆さんで確認できればと思います。

伊藤 信一 委員

新藤倉はほとんどきれいに耕作されてますから、まだいい方ですよ。

菊地 豊志 委員

いいですか？

議案で転用とか所有権移転とか出てくるんですけど、この「転用事業履行確認表」というのは、転用事業だけが載ってきて、所有権移転は載らないっていうことでいいんでしょうか？

所有権移転も載ってるんですかね？

事務局　　転用案件で事後の確認まで必要な部分を載せています。

転用でも所有権移転が絡む案件もございますので、何といたえばいいでしょう、現場で工事が行われるもの、造成工事であつたり何か物を建てる、置くといった類のものということです。

例えば、転用事業とはなっているんですけど、現状変更といって農地は農地の

ままで変わらないんですけど、田んぼに盛土をして畑にするっていうものも盛土の造成工事が出てくるんですが、それらについてもこの表には載ってまいります。ただし、これは転用案件ではないです。

菊地 豊志 委員

それは転用案件ではないんですか？

事務局 盛土工事は行いますが、農地には変わりないですから。田を畑にする内容ですので。

農地転用は、農地を農地以外の目的で使用するものです。

現地が変わるものといったらいいますかね、状況が変わるもの。

菊地 豊志 委員

すべてがこの履行確認表に載ってくるわけですね？

事務局 全部載ってきます。3条申請で農業者間の農地売買とか賃貸借、人が変わる案件、それ以外は全部載ることになります。

伊藤 信一 委員

それは載らないってこと？

事務局 そうです、載りません。

4条、5条、現状変更が載ると思ってください。

菊地 豊志 委員

わかりました。

議 長 他にございませんか？よろしいですか？

それで、農地パトロールを行う件については？・・・

事務局 はい、そちらをこの後の事務連絡でお伝えしようと・・・。

議 長 では、事務局からの事務連絡でいいですかね？

事務局 はい、では最後に、今回ちょっと件数多いんですが事務連絡になります。

1番、前回総会以降の会長等出席行事報告についてでございます。

令和7年10月5日（日）に第48回全国育樹祭 みやぎ2025がグランデ

イ 21 を会場に開催され、渡邊会長が出席されております。

令和7年10月16日（木）にみやぎアグリレディス21役員会が仙台合同庁舎を会場に開催され、鈴木ハマ子職務代理者が出席されております。

令和7年10月17日（金）に宮城県農業会議第115回常設審議委員会が仙台市のホテル白萩を会場に開催され、渡邊会長が出席されております。

大変お疲れ様でございました。

2番、第2回農地パトロールの実施についてです。

令和7年度の最適化活動の目標として設定しております「農地パトロール」の強化月間に入りました。

5月総会の際にご説明させていただいておりますが、目標としましては、農地パトロール及びパトロールで現認しました遊休農地の解消・活用策等についての検討を強化月間内に「5回」を目安に行うことを目標としております。

町内に存在する遊休農地を解消するため、遊休農地の中でも特に「緑区分」、草刈り等を行うことで直ちに耕作可能となる農地というものに該当する遊休農地について、所有者への通知と併せ、解消策等について農業委員会において検討を行っていきたいと思います。

農振農用地区域内に存在する遊休農地については、除草作業や木の伐根作業などを取り払い、農地として復活させるためであればそれらに係る事業費の補助事業も出てきておりますので、遊休農地所有者の意思が大事にはなりますが、そういった補助事業も有効に活用できればと思っております。

来月11月の総会終了後、第2回農地パトロールを実施し、12月総会終了後には「緑区分」の遊休農地についての対応策を検討する時間をとらせていただきたいので、総会終了後の時間調整について御協力をお願いいたします。

なお、各委員の担当地区内に該当するような遊休農地がありましたら、各委員全員で確認する貴重な機会ですので、事前に事務局へお知らせ願います。

総会終了後、農地パトロールを実施しますので、来月総会出席時は最初から作業着でお越しくださいますようお願いいたします。

3番、第10回宮城県農業委員会大会についてです。

令和7年11月14日（金）午後1時より、名取市文化会館にて開催されます。公用車でまいりますので、出席される委員の皆さんは、昼食をとらずに10時30分までに役場にご参集いただきますようお願いいたします。

4番、夏季における委員の服装についてです。

先月総会でお話ししなければなりませんでしたでしたが、漏れてしまいまして大変失

礼いたしました。

5月～9月までの総会時については、クールビズの観点から、軽装での出席を推奨させていただいておりましたが、役場庁内も10月いっぱい軽装期間が終了となります。このことから今回の総会まで軽装期間を終了とさせていただきます。

次回総会からは上着等着用の上、出席いただき、暑ければ総会開催前に上着を脱ぐなどの対応とさせていただきますと思います。

なお、役場全体になりますが、来月11月より通年で「ノーネクタイ」での勤務が可能ということになりました。

職員はノーネクタイでの勤務となりますので、委員におかれましても総会時はノーネクタイでお越しいただきかまいません、よろしくお願いいたします。

5番、忘年会の開催についてです。

来月、11月28日（金）に忘年会を開催したいと思います。

10月1日に開催予定ではありましたが、あいにくの大雨となり中止となってしまう「令和7年度功労者表彰式」において、鈴木ハマ子委員が地方自治功労の表彰を受けることとなっております。

式典は中止となってしまいましたが、先日、表彰状を伝達させていただきました。

鈴木ハマ子委員のこれまでのご労苦に敬意を表するとともにお祝いを兼ねまして盛大に開催したいと思いますので委員の皆様の御参加をお願いいたします。

会場、時間等につきましては調整次第改めてお知らせいたします。

6番、令和7年度上半期委員報酬の支払いについてです。

上半期分の委員報酬を10月30日（木）にお支払いさせていただく予定です。本日、総会開催前に皆様に「支払通知書」を配布させていただきましたので後ほどご確認ください。

委員の皆様、上半期の活動お疲れ様でございました。

下半期スタートしておりますが、下半期も健康に留意され、委員活動にあたっていただきますようお願いいたします。

7番、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選についてです。

現委員の任期が「令和8年7月19日」までとなっており、12月になりましたら、委員募集の準備等に入り、農業団体等による推薦、各団体による推薦、個人による応募を募ることになります。

現段階でのスケジュール（案）を配布いたします。

詳細の日程が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

郷家 百合子 委員

来月総会終了後に農地パトロールを実施するとのことですが、総会の開催時間は14時でいいんですか？

この時期ですし、農地パトロールを実施する月の総会の開催時間は30分でも早めていただければと前にもお願いしてたと思うんですけどいかがでしょうか。

事務局 すみません、前々から言われておりましたね、13時30分から・・・。

どうしますか、13時？早めますか？

案件は恐らくそこまで多くないのではないかとはいいますが。

郷家 百合子 委員

早めれば農地パトロール暗くなる前に終われるでしょ？

事務局 それでは、来月総会は13時30分からということでよろしいでしょうか。

各委員 お願いします。

議長 それでは、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局長 ありがとうございました。

5 閉 会

局長 それでは最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

局長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回 農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。この後、委員研修となります。

「女性活躍を進めるための意識改革」ということで20分程度の動画を御視聴いただきます。準備がございますので、一時休憩とさせていただきます。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和7年11月26日

6番委員

伊藤 英樹 

9番委員

小林 実雄 